（認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請）

第五条　法附則第十一条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類及び住民票の写しを添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

（法附則第十一条第三項第一号の厚生労働省令で定める者）

第五条の二　法附則第十一条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定特定行為業務従事者認定証の記載事項）

第六条　認定特定行為業務従事者認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　法附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日

二・三　（略）

（死亡等の届出）

第八条の二　認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合　戸籍法に規定する届出義務者

二　法附則第十一条第三項第一号に該当するに至つた場合　当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人

三　法附則第十一条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合　当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

2　（略）

（委託契約書の作成）

第九条　法附則第十二条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託は、あらかじめ、都道府県知事と当該都道府県の区域に所在する法附則第十一条第二項に規定する登録研修機関（附則第十五条において「登録研修機関」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。

（登録の申請）

第十条　法附則第十三条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法附則第十四条各号に該当しないことを誓約する書面

四　申請者が法附則第十五条第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

（認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請）

第五条　法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類及び住民票の写しを添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

（法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者）

第五条の二　法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定特定行為業務従事者認定証の記載事項）

第六条　認定特定行為業務従事者認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日

二・三　（略）

（死亡等の届出）

第八条の二　認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者

二　法附則第四条第三項第一号に該当するに至つた場合　当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人

三　法附則第四条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合　当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人

2　（略）

（委託契約書の作成）

第九条　法附則第五条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託は、あらかじめ、都道府県知事と当該都道府県の区域に所在する法附則第四条第二項に規定する登録研修機関（附則第十五条において「登録研修機関」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。

（登録の申請）

第十条　法附則第六条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法附則第七条各号に該当しないことを誓約する書面

四　申請者が法附則第八条第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類